

令和7年3月26日

大井町長 小田 眞一 様

大井町下水道運営審議会
会長 鈴木 圭作



下水道使用料の改定について（答申）

令和5年2月10日付け大生第75号で諮問のありました下水道使用料の改定については、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申 書

1. はじめに

下水道は、汚水の排除や処理及び雨水の排除により、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資する、日常生活において欠かすことのできない重要な施設であり、将来にわたってその経営を継続し、安定的な下水道サービスを提供しなければならない。

本町では、市街地における下水を排除することを目的に、昭和 50 年 9 月に事業認可を得て工事着手、昭和 61 年に供用を開始し、令和 5 年度末の下水道整備率は 98.6% となっている。

公共下水道事業の運営において、本町では令和 2 年度に地方公営企業法を適用し、これまでの歳入歳出決算から発生主義とする企業会計へ移行したことで、独立採算の原則に基づき、下水道使用者から納めていただく使用料を基本とする事業運営を行っている。

経営の基盤となる下水道使用料は、使用者に対して公平な負担となるよう配慮し、適正な受益者負担のもと、一層安定した経営が将来的に確保できることが必要である。

本審議会では、将来に渡り安定した下水道サービスを提供していくため、財政の健全化を図るとともに、受益者負担の適正化、税の公平性の観点から、令和 5 年 2 月に大井町長から下水道使用料改定の諮問を受け、6 回にわたり慎重に審議を重ね、次のとおり結論を得たので、ここに答申するものである。

2. 下水道使用料改定について

(1) 下水道使用料のあり方

本町の下水道使用料は、平成 10 年に平均改定率 15.48% の使用料改定を実施して以来、26 年が経過している。

令和 5 年度の決算に基づく下水道使用料単価は、108 円/m³であり、国が要請する全国平均単価の 150 円/m³を大きく下回っていることから、改善が求められている。

公営企業である下水道事業においては、事業に伴う収入によって経費を賄う独立採算制の原則が適用されているが、令和 5 年度決算の経費回収率は 65.7% であり、県下でも低い率である。現在の下水道使用料収入では、汚水処理に係る経費を賄うことができおらず、町税を財源とする一般会計からの多額の補助(基準外繰入金)を受けることによって、下水道事業が維持されている状況である。

下水道事業の財源の不足分を税金により補てんすることは、一般会計への負担となるだけではなく、一般会計を財源とする各種町民サービスにも影響を与えることにもなる。

市街化区域において積極的に污水管を新設していた時代は、新規使用者の増加な

どによる財源の増収があったが、近年では人口減少や節水機器の普及などにより、下水道使用料の大幅な増加が期待できない。また、本町では布設後 50 年を迎える下水道施設が今後増加することから、施設及び設備の本格的な更新の時期を迎え、事業費の増額が見込まれ、下水道事業の経営環境は厳しさを増すことが見込まれる。

さらに、近年の地震や異常気象による大規模災害が頻発している状況から、災害が発生し使用料収入が見込めなくなった場合でも、事業が安定して運営できるように一定規模の財源を確保することも求められている。

このような状況を鑑み、将来にわたり、安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供し、事業の円滑な運営を維持していくためには、汚水処理に係る経費を受益者負担の原則に基づいて下水道使用料で賄うことができるようにすることが重要であり喫緊の課題である。そして、こうした課題を解決していくためにも、今回の下水道使用料の改定は必要であると考えられる。

しかし、下水道使用料改定に際しては、急激な使用料の増額による町民生活に与える影響や地元経済を支える大口使用者への影響などを考慮することは必要であり、過度な負担を強いる改定とならないよう十分に配慮すべきであると考えられる。

(2) 下水道使用料算定期間

使用料対象経費を積算する期間は、収支などの予測の確実性を保持する上で、一般的に 3 年から 5 年程度に設定することが適当であるとされていることから、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間を対象期間とした。

(3) 改定率

平均 18.0%

下水道使用料算定期間内に、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄っているかを表した指標である「経費回収率」を 100%にするためには、約 39%の使用料改定が必要になるが、現実的な数値ではないと考えられる。

本審議会においては、経費回収率に着目し、経費回収率 80%を目指す案（案 1）及び経費回収率 85%を目指す案（案 2）について検討した。案 1 の場合の平均改定率は 11.1%、案 2 の場合は 18.0%である。経営の原則に基づき、また平成 10 年度以降料金改定を実施していないことを考慮し、案 2 を採用して早期に経費回収率を向上させるという意見がある一方で、現在の物価高など町民生活への影響を考慮し、今回の改定では案 1 を採用し、5 年後を目途にもう一度使用料を改定するという意見もあった。

このような中で審議を尽くした結果、受益者負担を前提としつつ、維持管理などに投資することにより下水道管の老朽化に伴う事故を未然に防止することが、ひいては使用者の利便性を維持することに寄与することなどから、案 2 を採用することとした。

なお、令和 2 年度に策定した「大井町公共下水道経営戦略」において令和 12 年度

に経費回収率 85%を達成目標としていることから、妥当であると考えます。

また、町は、基準外繰入金の抑制に努めるために、更なる経費削減を図るなど下水道事業経営の合理化を推進することを要望する。

○料金表（現行と改定案の比較表）

（2か月・1 m³につき・税抜き）

水量 (m ³)	現行単価	改定案単価	現行差
0～20（基本料金）	1,520 円	1,790 円	270 円
21～40	90 円	106 円	16 円
41～60	107 円	126 円	19 円
61～100	124 円	147 円	23 円
101～200	141 円	167 円	26 円
201～1,000	157 円	186 円	29 円
1,001～2,000	165 円	196 円	31 円
2,001～10,000	173 円	205 円	32 円
10,001～	180 円	214 円	34 円

（4）使用料体系の見直し

現在の下水道使用料体系は、当初に料金設定をした昭和 60 年から改定されることなく現在に至っていることから、現行の使用料体系が町民には十分に浸透している状況である。

そのため、今回の改定では、現行の使用料体系を維持しつつ、基本使用料単価と従量使用料単価を全て改定することが適当である。

（5）改定時期

令和 8 年 4 月に下水道使用料の改定を行うことが適当である。

3. 附帯意見

- ① 下水道使用料改定は、使用者の生活等への影響が大きく負担増を伴うものであることから、使用料の改定が必要となる趣旨について、下水道使用者に情報を公開し、周知に努めることを要望する。
- ② 下水道事業に関する情報提供の強化、水洗化率の向上促進として、町民への広報活動を継続的に実施されたい。
- ③ 使用料を検討する前提には、効率的な経営が求められることから、今後も引き続き経費節減、さらなる経営努力に取り組まれない。
- ④ 経営の合理化による事業費の縮減を行いつつ、適正な使用料について本審議会が定期的に検証し、受益者負担の考えに基づき経費回収率 100%を達成できるよ

う段階的な料金改定の実施を検討すること。

- ⑤ 災害や事故などにより下水道が長期間使用できなくなることは、町民の日常生活や企業の営業活動に多大なる影響を及ぼすことになることから、老朽化した下水道管等の施設の修繕や改築を計画的に実施することはもとより、日常点検を今まで以上に強化し、小さな異常を早期に発見できる体制を整えること。

4. 結び

本審議会では、安定的な経営基盤を構築して継続的な下水道サービスを提供していくため、適正な下水道使用料について慎重な審議を重ね、基本的な方向性を示した。本町の下水道事業が、町民及び事業者の理解と協力を得ながら公営企業として不断の経営努力を行い、適正な事業運営を図られるよう強く要望するとともに、将来にわたり安全で快適な下水道サービスを継続して提供し、その責務を果たすことを期待するものである。

大井町下水道運営審議会委員名簿

区 分		氏 名	自治会	備考
1	学識経験者	鈴木 圭作	坊村	会長
		渡辺 泰次	吉原	職務代理
		山本 孝夫	金手	
		曾根 征二	吉原	
2	排水設備を設置すべき者、又は使用者	石田 より子	上大井	
		高橋 美恵子	市場	
		下澤 豊	西大井	
		小野 公郁	新宿	
		菅谷 学	金手	
		鈴木 利恵子	馬場	

審議の経過

	日時・場所	審議内容等
令和4年度 第2回審議会	令和5年2月10日(金) 午後2時～ 大井町役場3階301会議室	・町長諮問
令和5年度 第1回審議会	令和5年8月10日(木) 午後2時～ 大井町役場3階301会議室	・下水道使用料の改定について
令和5年度 第2回審議会	令和5年11月1日(水) 午後1時15分～ 酒匂水再生センター	・処理場視察
令和5年度 第3回審議会	令和6年2月13日(火) 午後2時～ 大井町役場3階301会議室	・下水道使用料の改定について
令和6年度 第2回審議会	令和6年9月26日(木) 午後1時30分～ 大井町役場3階301会議室	・下水道使用料の改定について
令和6年度 第3回審議会	令和6年12月3日(火) 午前9時30～ 大井町役場3階301会議室	・下水道使用料の改定について
令和6年度 第4回審議会	令和7年2月5日(水) 午後1時30分～ 大井町役場3階301会議室	・答申書案の検討
令和6年度 第5回審議会	令和7年3月26日(水) 午後1時30分～ 大井町役場2階201会議室	・答申書の提出